

県全域における盛土規制の開始について

盛土規制法に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から本県全域を規制区域に指定し、規制を開始することについて、以下のとおり報告する。

1 規制の対象となる盛土について

(1) 規模

区域	行為	要件	イメージ図	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m 超 の崖を生ずるもの		②切土で高さが 2m 超 の崖を生ずるもの	
		③盛土と切土を同時に、 高さが 2m 超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)		④盛土で高さが 2m 超 となるもの (①、③を除く)	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超 となるもの (①～④を除く)		⑥最大時に堆積する高さが 2m 超 かつ面積が 300m ² 超 となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超 となるもの			

(2) 規制区域

県全域を規制区域とする。

規制区域には、宅地造成等工事規制区域と特定盛土規制区域の2種類がある。

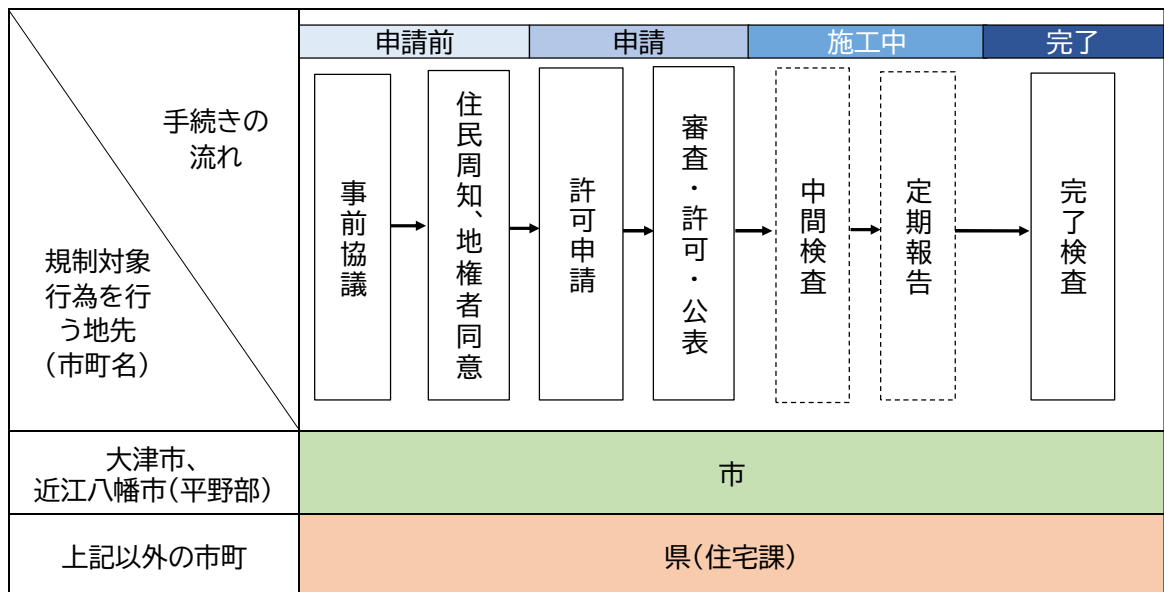
①宅地造成等工事規制区域

都市計画区域内および都市計画区域外の集落を、市町の意見を踏まえて設定

②特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを設定

2 申請窓口と手続きの流れ



※ なお、都市計画法に基づく開発許可を得た場合は、盛土規制法の「みなし許可」が適用されるが、中間検査と定期報告を県市のどちらが対応するか、市によって異なる。

○受付方法(県受付の場合)

書面による申請のほか、「しがネット受付サービス」による電子申請や手数料のキャッシュレス決済にも対応。

○標準処理期間

- ・ 宅地造成または特定盛土等に関する工事の許可(変更) 30 日
- ・ 土石の堆積に関する工事の許可(変更) 14 日

※事前協議、土日等含まない。

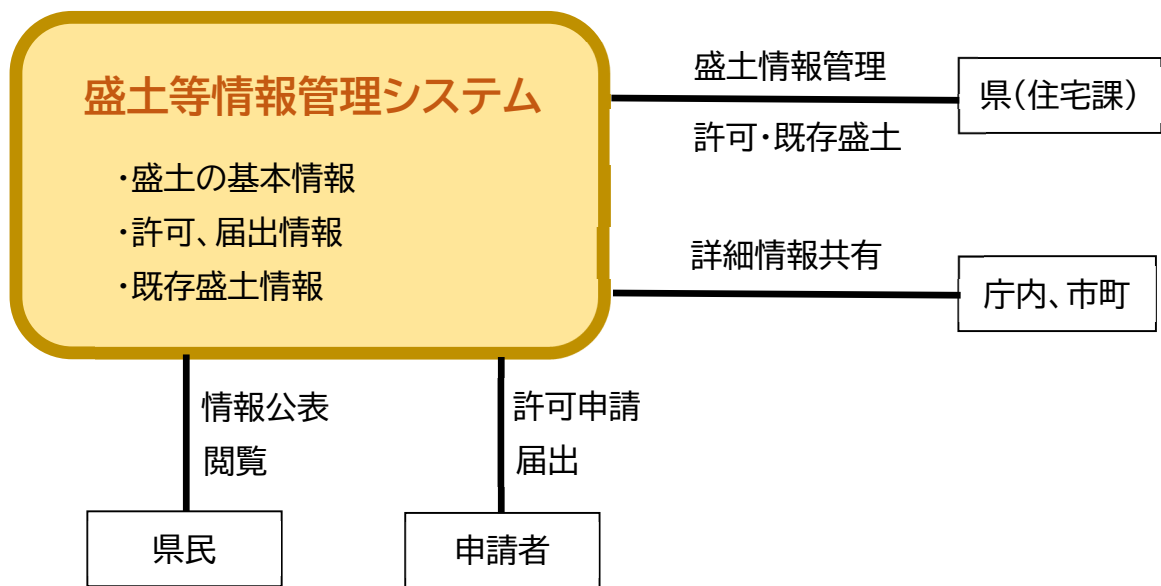
3 盛土情報の公表

○ 令和7年4月1日の規制開始以降、県ホームページにて許可情報を公表

公表イメージ

許可番号	最終変更 許可番号	許可年月日	最終変更 許可年月日	工事主	工事施行 者	土地の所 在地	座標	盛土切土 の高さま たは土石 の堆積の 最大高さ (m)	同面積 (m2)	同最大堆 積土量 (m3)	切土の土 量(m3)	工事着手(予 定)年月日	工事完了(予 定)年月日	崖面崩壊 防止施設 の有無	盛土等ま たは土石 の堆積
県指令盛 第0001 号		2025/4/1		株〇〇	株〇〇	〇市〇町 〇番地	緯度:〇度〇分〇秒 経度:〇度〇分〇秒	盛土2.1 切土1.0	540	1,000	500	2025/5/1	2026/3/31	有	盛土等
							緯度: 経度:								
							緯度: 経度:								
							緯度: 経度:								

○ 令和8年夏頃を目途に、新たに盛土情報管理システムを構築し、システム上で電子申請の受付や許可情報(地図上に表示、クリックで詳細情報を表記)を閲覧できるようにする。



4 市内および市町との連携体制の整備

(1) 市内

- 『盛土対策市内連絡会議』を新たに設置し、盛土対策について市内の横の連携を強化し、盛土対策を推進していく。

(構成部局案)防災危機管理局、琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部

(2) 市町

- 従前より設置している『盛土規制法に基づく審査基準等検討会議』を、『盛土対策県市町連絡会議』に名称を改め、連携強化を図る。